

冷遇されてきたエンジニアたちの意思の発露としての「相当の対価」訴訟

今野 浩氏 日本知財学会副会長・理事 / 中央大学理工学部教授 / 工学博士

日本知的財産学会の副会長・理事で、理財工学を専門とする中央大学理工学部教授・今野浩氏は、米国的な知的財産制度と言えるソフトウェア特許、ビジネスモデル特許に批判的な立場をとる。今野氏は一連の職務発明制度にかかる訴訟をどのように見ているのか。

法律と科学の間の落差

今年1月に一審判決の出た青色発光ダイオード(6頁・註3参照)の職務発明制度をめぐる訴訟(3頁・資料2参照)をどのようにご覧になりましたか。

今野 当初、メディアなどに意見を求められると、あのようなかたちで訴訟を起こ

す人がいても不思議ではないが、あれは特殊な例ではないか、そのようなコメントをしていました。その後も、いろいろ注意して新聞・雑誌を見ていましたが、実際には原告はかなり厚遇されていたとする報道もあり、それが真実であれば、発明の対価がわずか2万円で、米国の研究者に「slave(奴隷)」と言われたとの逸話をことさら強調するのはフェアな態度であるとは思えなくなりました。また、東京地裁が原告への対価を約604億円と認定したことについては、異常さもここまでできたか、と思いました。商品化や資金調達にかかわるリスクを負わない企業内の研究者がいかに大きな発明をしたとしても、利益の50%を持っていくというのは社会的に見て著しく公平さを欠きます。これが一人のエンジニアとして、あの事件について、ここ1カ月ほど考えてきた

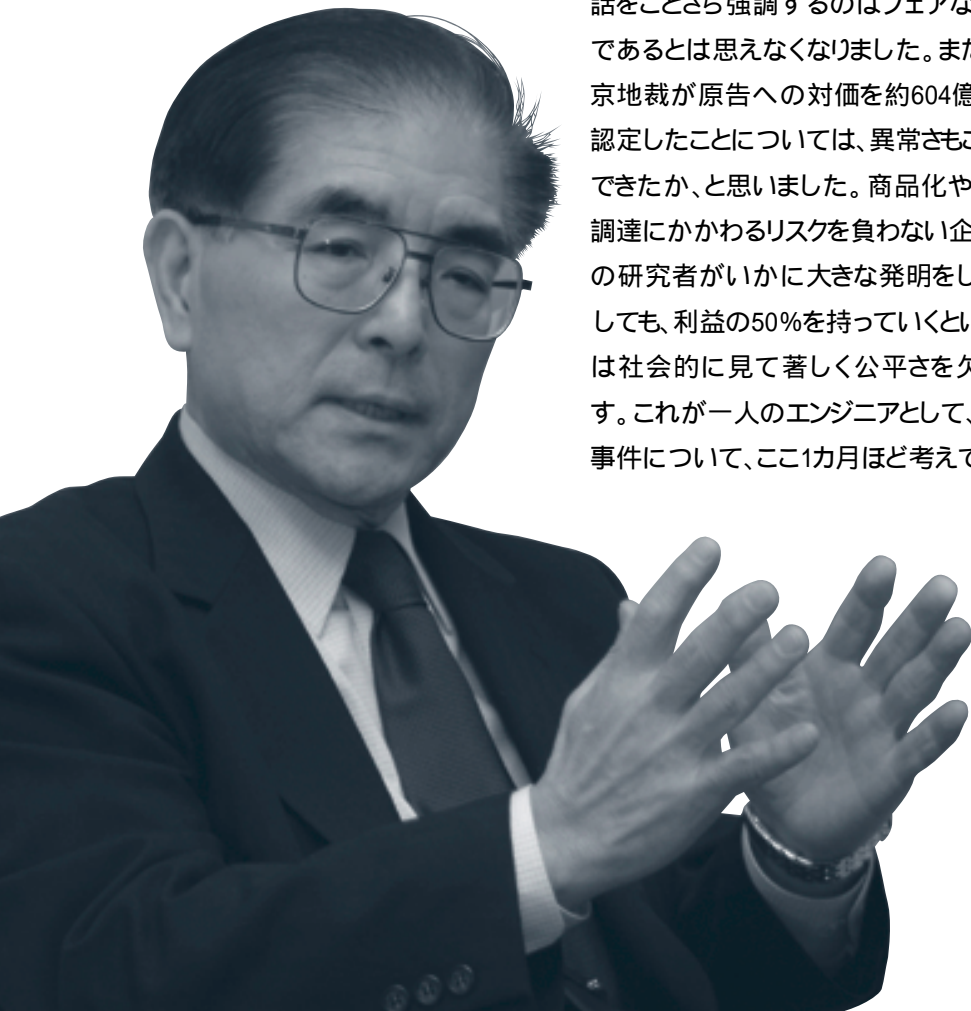
結論です。

判決には違和感を持たれているということですね。

今野 担当されたのは手慣れた判事さんでしたから、おそらく確信を持ってあのような判決を出されたことと思いますが、そこに法律家と技術者の間にある大きな落差を感じずにはいられません。法律にかかわる方々に強く申し上げたいのは、技術、科学は法律と大きく異なる様相を持つということです。発明、発見は、一つひとつが特殊な状況の下になされる極めて個別的なものであり、統一的なフレームワークで扱うことには適していません。一方、法律家はあらゆることを同一の基準でとらえたり、法律をもってすべての案件を解決できると考えるようですが、こと技術に関しては、その前提は誤っており、そして、その誤認がおかしな状況を招いている、そのことを強く訴えたいと思います。

技術者と法律家では、発想に根本的な差異があると。

1 インクリメンタル：小さな開発を何度も繰り返すことで、開発を進めていく方法。



今野 例えば、私は15年来、ソフトウェア特許とビジネスモデル特許の制度は根本的に誤っていると主張し続けてきました。巨額の投資を必要とする有体物の発明には特許制度が不可欠であるが、その同じ制度をソフトウェアのようにインクリメンタルな技術の積み重ねによって発展させ、精緻で抽象的なロジックを基礎とする技術に当てはめるのは誤りであること。それに法的保護を与えることは、技術や産業の発展にむしろマイナスの影響をもたらす。ソフトウェア開発にかかわる技術者にしても、すべてがそのような制度を望んでいるわけではない。これまで私は、機会を見てはそういった発言を繰り返してきましたが、制度を考える法律家たちは聞く耳を持つとしない。その言い分は、ソフトウェア技術は性格が異なると主張されても、特許制度は、すべてに同じ基準でインセンティブを与えることで産業の発展に資するためにある、というものです。面と向かって「われわれは個別の技術の特殊性に関与するつもりはない」、そうはっきり言われたこともあります。

技術者の意見は、社会システムに反映されにくいということですね。

今野 それについては、技術者の側も反省するべきなのかもしれません。実情を知る者として、もっと発言すべきだったにもかかわらず、仕事に追われ、法律家たちが適正に処理してくれるに違いないという甘い幻想から、ほとんど発言せずにきてしまった。ある法律家に「発言しない技術者は存在しないも同然」と言われたことがあります。ヨーロッパでは、多くの技術者がこの件に関して米国に反対意見を表明しているのですが、彼によれば、日本で表立ってソフトウェア特許に反対する技術畑の人間はわずかに

2人だけ、1人はドイツ人の客員教授、1人は私だそうです。日本でも内輪の会話では、優秀な研究者ほどその制度に疑問を呈していますが、その声は伝わらない。ジャーナリズムを通じて世間に訴えようとしても、一般の人にはテーマとして難しすぎる、と発言の機会がなかなか与えられない。この国には二重三重に、技術者の発言が表に出にくい状況があります。

「文高理低」の伝統

技術者の意見を社会システムに反映させにくい理由ですが、法学部を出た法律家や官僚が社会制度をつくる中心的な勢力で、そこに理系の人間の考え方が入り込めない状況があるということなのでしょう。

今野 それは、はっきりとあります。「文高理低」というか、法律を社会の上位に据えるのは、明治以来のこの国の伝統なのでしょう。例えば、ここ1~2年、知的財産高等裁判所²について議論され、結局設置されることになりましたが、法律界のヘッドクォーター、最高裁判所判事、東京大学法学部教授、法務省高官、このような方々は今回、法律問題に決して技術者を関与させたくない、との鉄の意思を持って議論に臨んだとしか思えません。われわれ技術者が、知的財産高等裁判所に技術判事を採用すべきであると提言しても、自分たちの領域である法律分野は不可侵の聖域であり、そこでは技術者に下働きはさせても、本質的な意思決定には関与させないとばかりに、極めて強力なスクラムを組み、技術者の意見を封殺するアクションに出ました。それも極めてシステムチックな人たちです。

例えば、知的財産戦略本部に検討委

員会が設置されましたが、官僚が人選した法曹界、産業界、アカデミック・エスタブリッシュメント、というお歴々の中に、技術者と呼べるメンバーが何人含まれていたか。確かに元東北大学総長の阿部博之さんが座長ですが、座長という立場ですから、おそらくご自身の意見はあまり出さないということで引き受けられたのでしょうか。制度を考える側は、そのように技術者の間に沈殿する不満を拡散させ、ごまかそうというようには考えても、本心から技術について知ろうとしているように見えませんし、技術者、科学者がどのようなことを考えながら日々技術開発にあたっているかなど、全く関心がないようです。今回、技術判事の制度ができれば、知財に関して、法律家、経営者、技術者が相互にバランスを取り合う考えが根付いていく契機になると期待していたのですが、その道が閉ざされてしまいました。つまり今後とも、法律家の法律家による法律家のための知的財産制度が続き、そこで技術者は体よくあしらわれるということでしょう。

知財に関する裁判では、本来、科学技術への理解が不可欠ということですね。

今野 しかし、技術についてはH₂Oが水だと分かっている程度で十分であると、理解を断念している判事が存在するわけです。特許法の教科書を見ると、判事は技術の細かい点まで十分に理解した上で判断しなければならないとする判事がいる一方、技術のディテールについては知らずに判断した方がよい、つまりH₂Oが水だと理解する程度でよいと主張する判事もいるのですが、そのどちらも極端過ぎる、と論じられています。

職務発明制度にかかる係争にしても、法律家が裁くことによって、実態か

2 知的財産高等裁判所：特許権侵害などに絡む訴訟を専門に審理する裁判所。知的財産に関する訴訟の審理充実と早期解決を図ることがねらいで、東京、大阪両地方裁判所で一審判決のあった特許権侵害訴訟などの控訴審や、高裁が一審となる特許庁の審決取り消し訴訟などを扱う。審理には、学者や専門技術者らで構成される「専門委員」が協力。独自の事務局が置かれ、トップの所長は最高裁から任命される。2005年度に東京高等裁判所内に新設予定。

ら逸脱した判決が出る可能性がある。**今野** 「日亜化学工業事件」の原告側の弁護士は優秀な方ですから、巧妙に訴訟を進めたのでしょう。裁判官には、これまで技術者に正当に報いてこなかったという多少の後ろめたさがあったかもしれないませんが、それでも判決で企業の貢献をあそこまで軽く見たのは、やはり現場を知らないためでしょう。現場を知る人間が結論を出していれば、技術者はより納得するはずです。エンジニアという人種を知り、技術が分かった上で出た判決なら仕方がない、と。争いに決着を付ける上で重要なことは、当事者の納得です。今の仕組みには、その基礎が存在していません。われわれから見て、あまりにも納得を欠く制度です。

声を上げ始めた技術者

なぜ、技術者は冷遇されてきたのでしょうか。

今野 日本は技術者の貢献がこれだけ大きいにもかかわらず、なぜ相応の処遇がなされてこなかったのか。日本では、スーパーエンジニアと一般の工場労働者が一体となって作業します。使用者からすれば、スーパーエンジニアは重要だが、組織を丸く収めるには、それを支える他の技術者と極端な処遇の差をつけられないという事情があったのでしょう。また、スーパーエンジニアもその処遇を受け入れてきました。自分だけの力ではない。みんなで頑張ったのだからと、突出した報酬を受け取ることをためらった。その点、米国は異なります。優秀な技術者を一般の工員とあからさまに異なる体系で処遇したところで、どこからも文句が出ません。

日本の高度経済成長は、そのよ

うな自己抑制的な技術者たちに支えられていたのですね。

今野 私と同世代の法律家は、これと言うと嫌な顔をするのですが、われわれはスプートニク・ショック³直後の1959年に大学に入学した世代、優秀な人たちは、洗いざらい理工系に進み、卒業すると、まとめて産業界に入りました。そして高度成長を支え続けてきて、今では引退のときを迎え、地域のボランティア活動などに生きがいを見出している。片や法律の道に進んだ同窓生の多くは、大企業の経営幹部や政府高官になっています。彼らが同窓会で一堂に会するとき、そのコントラストには感慨深いものがあります。政府高官も大企業幹部も素敵な人たちですから、彼らにケチを付ける気はさらさらないので、エンジニアはあまりにも報われなかったとしみじみと思えます。しかし、引退を迎えた技術者たちの多くから出るのは、楽しく有意義な仕事のできたから不満はない、そのような発言です。大多数はそうだけれど、中には許せないという人もいます。そのような人たちが今、声を上げ始めたということでしょう。

一連の判決の背景には、不遇だった技術者たちの叫びでもある。

今野 ある新聞で、「日亜化学工業事件」の第一審判決について、高名な半導体の研究者が「これほどの快挙はない」と強い支持を表明されていました。それを見て感じたのは、国の産業を支えてきた研究者がこれまでいかに冷遇されていたかを考えれば、その反応も分からないでもない、ということです。私自身は怨念を持ち合わせていません。ソフトウェアや数理工学の研究による莫大なリターンなどはじめから期待していませんし、好きな研究に打ち込めたことに満

足しています。しかし周囲を見れば、国を支える産業分野で懸命にがんばり、大きな発明をものにした技術者たちが、その貢献の割に報われていないことに対しては憤りを感じています。また、そういう社会的背景がある以上、多額の報酬を求める訴訟はこれからも続くのだらうと思っています。

日本型雇用慣行が崩れ、従業者の意識が変わりつつあるということでしょうか。

今野 われわれの世代のエンジニア教育には、「仲間を大事にせよ」という訓戒があります。仲間と一致団結して仕事をする。徹底してそのような倫理をたたき込まれました。そのため、さほど大規模でない技術者集団の中で、仲間からの評価に重きを置く傾向があります。だからこそ、仲間内の優秀な技術者を尊敬し、それに付いていくチームが有効に機能してきた。しかし、時代が変わりました。才能に自負心を持つ研究者が突出した対価を求める傾向が芽生えてきた。要は米国化です。私も、自らリスクを取り、資金を調達し、ベンチャーを興し、大きなリターンを得るなら、それはそれでよいと思います。しかし、リスクを取らないまま、大きな仕事をしたのだから、洗いざらいよこせ、という話は通りません。今回の判決にしても、これに引きずられて技術者の処遇が改善されるとすれば、そのプラスの面と言えるでしょう。ただ、青天井で出す必要はない。大学にいる研究者は、毎年、研究費の捻出に頭を悩ませています。その立場から見れば、あまり苦労せずに研究費が与えられる企業内発明者はリスクを取っているとは言えません。技術系の研究は、研究費を調達できるか否かで帰趨が決まります。その努力を飛ばしている研究者を極端に優遇

3 スプートニク・ショック：1957年に米国がソビエト(当時)に人工衛星の打ち上げで先を越されたこと。

する必要はない、個人的にはそう思います。社内発明者としてチームで結果を出した特許に対する報酬ということであるなら、せいぜい10億円が限度でしょう。研究をしたいという内的モチベーションと多大な報酬が欲しいという外的モチベーション、どちらが成果を上げるかといえば、前者です。いみじくも私の古い仲間が言ったように、有意義な仕事できたから幸運だった、という意識もやはり一つの研究活動のベースとして残っていきはるのですから。

職務発明問題の解決方法

かかる状況認識から、特許法改正について、どのような考えをお持ちですか。

今野 技術者の中には特許法を「改悪」する必要はない、現行法のままで、きちんと機能しているという人もいます。そのような主張も分かります。また、使用者の側の主張、企業と個人の間の契約にすべてを任せるといった意見も理解できなくもありません。今のままではリスクを予見することができず、突然200億円を支払え、と言われてはたまらないことから、米国のように対一の個別契約にしてもらいたいことから、このような訴訟が増えれば、倒産しかねないことから、私もその理論上の可能性までは否定しません。当面、現実化することはないと見ています。まず、地裁判決の200億円は上級審でひっくり返されるでしょうし、判決が積み重なれば、対価の相場も妥当なところに落ち着いていくはずですが、今回、ある企業の方が、大きな発明に対する対価として1億円が定着したようだ、とおっしゃったそうですが、私はその程度の報償はあってもよいのではないかと思います。

す。その位の額なら大企業であれば十分カバーできるでしょう。ただし訴訟は面倒で、コストがかかり、気分が悪いということがあるかもしれない。そこは保険制度でカバーできます。私は金融工学が専門なので分かるのですが、リスクあるところには、必ず保険会社が出てきます。そして保険ビジネスで法務リスクをカバーします。確率から言っても、この国に古巣の企業を潰そうというほどのエネルギーを持ったエンジニアはそう多くはいません。そう考えれば、職務発明の対価で企業が続々と倒産するという事態にはおそらくなりません。今回の改正法案(3頁・資料3参照)は、労使の契約を重視しつつ、まとまらなければ法律家の裁定に委ねる、というもので、法律家らしからぬ非現実さを引きずった曖昧な内容だと思えますが、結果的には、個別契約でも、裁判所による裁定でも、どちらの制度でも機能すると思います。

どちらの方法がより望ましいと思われるますか。

今野 冒頭述べたように発明は極めて個別的であることを考えれば、対一の交渉に委ねるかたちが望ましいのでしょうか。できれば、そこに第三者を立ち合わせる。経験豊富な技術者や法律家を招いて精密に検討し、個別性を活かした判断を下すのが適切な方法だと思います。今国会に上程された改正法案でいくのであれば、技術判事の制度を設け、技術判事を補佐する専門員の制度を整備すべきです。専門家の知識を受け入れ、判断を下す。そうすることによって初めて紛争当事者双方、仕方ないと納得できるのですから。

紛争解決の手段として、裁判のよように公開されないADR⁴の可能性についてはいかががお考えでしょうか。

今野 それも一つの手段かもしれませんが、トラブルがあったとき、いきなり裁判所に持ち込まず、技術、経営が分かる人に間に入ってもらう。ただ、その手法が機能するには間に立つ人間に対する双方の信頼が前提となりますが。

リタイアされた元スーパーエンジニアに活躍していただければよいのではないのでしょうか。

今野 知的財産高等裁判所の向こうを張り、そういうかたちで仲間の知見を活かせれば、痛快ですね。理工学部教授の再就職先としてもなかなか魅力的かもしれませんね。

日本知財学会副会長・理事
中央大学理工学部教授 / 工学博士

今野 浩(このひろし)

1940年生まれ。1963年3月東京大学工学部応用物理学科卒業。1965年3月東京大学大学院応用物理学修士課程修了。1965年4月～1974年3月財団法人電力中央研究所研究員。1971年9月スタンフォード大学オペレーションズ・リサーチ学博士課程修了(Ph.D.)。1974年4月～1982年3月筑波大学電子・情報工学系助教授。1974年5月～1975年11月国際応用システム研究所(IIASA)研究員。1977年1月工学博士(東京大学)。1982年4月～1994年5月東京工業大学工学部人文社会群教授。1994年6月～1996年5月東京工業大学工学部経営システム工学科教授。1996年5月～2001年3月東京工業大学大学院社会理工学研究科経営工学専攻教授。1996年6月～1998年3月同研究科長。1999年4月～2001年3月東京工業大学理理工学研究センター長。2001年4月より中央大学理工学部経営システム工学科教授(現職)。主な著書に『21世紀の日本』(共著・東洋経済新報社・1968)、『非線形計画法』(共著・日科技連出版社・1978)、『線形計画法』(日科技連出版社・1987)、『大学教授の株ゲ・ム』(共著・新潮社・1989)、『数理決定法入門:キャンパスのOR』(朝倉書店・1992)、『カーマーカー特許とソフトウェア』(中央新書・1995)、『ソフトウェア/アルゴリズムの権利保護』(朝倉書店・1996)、『理理工学:数理計画法によるポトフォリオ最適化』(日科技連出版社・1998)、『金融工学の挑戦』(中央公論新社・2000)など多数。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

4 ADR[Alternative Dispute Resolution] : 裁判外紛争解決。民事紛争における裁判外紛争解決の総称、判決などの裁判によらない紛争解決方法を指す。民事調停・家事調停、訴訟上の和解、仲裁および行政機関や民間機関による和解、あっせんがこれにあたる。このうち、(民事)調停や訴訟上の和解は、民事訴訟

手続に付随する手続として裁判所において行われるが、紛争解決の作用面に着目し、ADRに分類されることが多い。裁判による解決が法を基準として行われるのと比較すると、ADRは、必ずしも法に拘束されず、紛争の実情に即して、条理にかなった解決を目指す点に特徴がある。